

横浜市男女共同参画センター
指定管理者 申請要項

令和6年5月

横浜市政策経営局男女共同参画推進課

目次

1	指定管理者制度の趣旨	1
2	選定の概要	1
	(1) 対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の選定及び指定(「5 選定に関する事項」参照)	1
	(4) 問合せ先	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	男女共同参画センターの運営管理に関する事項	2
	(1) 施設の設置目的	2
	(2) 施設概要	2
	(3) 開館時間	3
	(4) 休館日	3
	(5) 職員配置及び経費等	3
	(6) リスク分担	5
	(7) 業務実施上の留意事項	6
5	選定に関する事項	10
	(1) スケジュール	10
	(2) 申請手続について	11
	(3) 審査及び選定の手続について	11
	(4) 申請手続について	12
	(5) 申請条件等について	13
6	協定及び準備に関する事項	15
	(1) 協定の締結	15
	(2) 協定の主な内容	15
	(3) 準備業務	15
	(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	15
	(5) 指定取消及び管理業務の停止等	15

1 指定管理者制度の趣旨

横浜市では、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正に基づき、「公の施設」の管理運営について指定管理制度を導入しています。

男女共同参画センターについても、平成17年度から指定管理者制度を導入しています。

2 選定の概要

(1) 対象施設

男女共同参画センター横浜、男女共同参画センター横浜南、男女共同参画センター横浜北3館で事業連携を図り、男女共同参画センターの設置目的を効果的に達成し、施策を推進していくため、3館を一括として申請対象とします。

なお、男女共同参画センター横浜北との複合施設である横浜市民ギャラリーあざみ野に関する指定管理者については、別途選定を行います。(所管局 横浜市にぎわいスポーツ文化局)

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

(3) 指定管理者の選定及び指定(「5 選定に関する事項」参照)

男女共同参画センターは、「男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため」に設置された施設であり、その実現には、指定管理者の男女共同参画に関する先進的な知見が必要です。

また、男女共同参画に関する総合的な相談のほか、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度やDV相談など、人権や人命に関わる相談を実施しており、専門的な知識や関係機関との連携が求められ、男女共同参画における幅広で極めて高度な専門性が必要です。

このことから、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会を次期指定管理者の候補者とし、非公募により選定手続きを実施します。

横浜市は、「横浜市男女共同参画センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき申請を受け付け、横浜市男女共同参画センター条例(以下「条例」という。)第14条第1項に基づき設置される「横浜市男女共同参画センター指定管理者選定評価委員会」(以下「選定評価委員会」という。)の意見を尊重して、指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

政策経営局男女共同参画推進課

電話： 045 (671) 2017 Fax： 045 (663) 3431

E-mail： ss-danjo@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第5条に規定する男女共同参画センターの管理に関する業務
(詳細は、添付資料(3)「業務の基準」を参照してください)

4 男女共同参画センターの運営管理に関する事項

(1) 施設の設置目的

男女共同参画センターは、「男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため」に設置された施設です。(条例第1条)

(2) 施設概要

ア 男女共同参画センター横浜

(ア) 所在地：戸塚区上倉田町 435-1

(イ) 敷地面積：6,378.73 m²

(ウ) 延床面積：5,999.78 m²

(エ) 階 高：地上3階、地下1階

(オ) 建築年：昭和62年

(カ) 施設内容：ホール、セミナールーム、会議室、和室、音楽室、多目的スタジオ、生活工房、フィットネスルーム、情報ライブラリ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ、健康サロン 他

イ 男女共同参画センター横浜南

(ア) 所在地：南区南太田 1-7-20

(イ) 敷地面積：1,833.67 m²

(ウ) 延床面積：2,982.71 m²

(エ) 階 高：地上3階、地下1階

(オ) 建築年：昭和53年

(カ) 施設内容：研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ 他

ウ 男女共同参画センター横浜北

男女共同参画センター横浜北は、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設

(ア) 所在地：青葉区あざみ野南 1-17-3

(イ) 敷地面積：4,283 m²

(ウ) 建築面積：2,485 m²

(エ) 延床面積：5,924 m² ※共用スペース 3,619 m²を含む(複合施設全体※ 7,899 m²)

※複合施設全体には、横浜市民ギャラリーあざみ野、共用スペースを含む

(オ) 階 高：地上3階、地下1階

(カ) 建築年：平成17年

(キ) 施設内容

・男女共同参画センター横浜北：レクチャールーム、セミナールーム、会議室、音楽室、生

- 活工房、健康スタジオ、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ 他
- ・横浜市民ギャラリーあざみ野：展示室、アトリエ、作品保管室、収蔵庫 他
- ・共用スペース：事務室、エントランスホール、駐車場 他

※ネーミングライツの導入により、施設の愛称が設定される場合があります。

(3) 開館時間

原則として、開館時間は以下のとおりとし、基本協定で定めることとします。

午前9時から午後9時

※ただし、男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北の日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日における開館時間は、午前9時から午後5時までとします。

(4) 休館日

1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとします。

なお、指定管理者は横浜市との協議により、休館日に開館し又は休館日以外の日に開館しないことができます。

(5) 職員配置及び経費等

ア 職員配置

施設運営及び建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、施設のポテンシャルを最大限に発揮できる効果的・効率的な組織運営と職員配置を図ることとします。

また、施設の特長や専門性を踏まえ、将来を見据えた体系的・計画的な人材育成を実施することとします。

イ 指定管理料

男女共同参画センターの運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本申請要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

ウ 賃金水準の変動への対応

(ア) 提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、

基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

(イ) 男女共同参画センターについては既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

(ウ) 賃金水準スライドの詳細については、「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等について、1件あたり60万円（税抜）未満のものについては、修繕等に係る年間予算額の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。

なお、1件あたり60万円（税抜き）以上のもの、また、合計金額が年間予算額を超えた部分の取扱いについては、横浜市と指定管理者の協議により定めることとします。

(6) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○			
	それ以外のもの		○		
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：一件当たり60万円未満、下段：一件当たり60万円以上、または年間予算額以上)			○	○
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
申請要項等	申請要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中断			○	

※ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症の流行等

(7) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）
- (ウ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）
- (エ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
- (オ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）
- (カ) 横浜市男女共同参画推進条例
- (キ) 横浜市男女共同参画センター条例
- (ク) 横浜市男女共同参画推進条例施行規則
- (ケ) 横浜市男女共同参画センター条例施行規則
- (コ) 横浜市男女共同参画センター管理運営要綱
- (サ) 横浜市男女共同参画推進条例及び横浜市男女共同参画推進条例施行規則に基づく相談の申出の対応に関する実施要綱
- (シ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (ス) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）
- (セ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ソ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (タ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (チ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

<その他横浜市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市中期計画
- (イ) 横浜市男女共同参画行動計画

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、横浜市との協議に基づき事業計画書を作成するとともに、事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取

し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

男女共同参画センターの指定管理者は、選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、指定期間の2年目又は3年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期を原則とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に男女共同参画センターを利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ク) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ケ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(ロ) 災害等発生時の対応

男女共同参画センターは、現段階では横浜市防災計画等に以下のとおり位置づけがあるため、指定管理者はその開設及び運営等に協力していただきます。このため、別途横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結のうえ、本市の「指定管理者災害対応の手引き」にしたがい、あらかじめ必要な体制整備等を行う必要があります。

また、現段階では、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

男女共同参画センター横浜	避難場所等の補完施設、帰宅困難者一時滞在施設
男女共同参画センター横浜南	避難場所等の補完施設、帰宅困難者一時滞在施設、 補充的避難場所
男女共同参画センター横浜北	避難場所等の補完施設、帰宅困難者一時滞在施設

(カ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(キ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外しません。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(ク) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ケ) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中心小企業振興基本条例(平成 22 年 3 月条例第 9 号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する必要があるため、これに協力してください。

(コ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者

における障害者雇用の状況について調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

(ク) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体について、財務状況確認を行います。そのため、財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出する必要があります。

(ク) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が男女共同参画センターのウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 男女共同参画センターの事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ク) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供を行うこととします。

(ク) その他市政への協力

横浜市人権施策基本指針、横浜市男女共同参画行動計画など、人権・男女共同参画に関する施策を踏まえた取組を進めること。

(ク) その他

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。また、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 選定に関する事項

(1) スケジュール

ア	申請要項の公開・送付	令和6年5月22日(水)
イ	申請要項等に関する質問受付	令和6年5月23日(木)から令和6年5月31日(金)まで
ウ	質問への回答	令和6年6月7日(金)頃(予定)
エ	申請書類の受付期間	令和6年6月10日(月)から令和6年7月16日(火)まで
オ	審査・選定(面接審査実施)	令和6年8月上旬(予定)
カ	選定結果の通知・公表	令和6年8月下旬(予定)
キ	指定管理者の指定	令和6年12月(予定)
ク	指定管理者との協定締結	令和7年3月(予定)

(2) 申請手続について

ア 申請要項の公開・送付

申請要項を横浜市政策経営局のホームページに掲載するとともに、申請団体へ送付します。

イ 申請要項等に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和6年5月23日(木)午前9時から5月31日(金)午後5時まで

(イ) 受付方法

メールで「横浜市男女共同参画センターの指定管理者申請要項等に関する質問書」(様式8)を政策経営局男女共同参画推進課に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

ウ 質問への回答

令和6年6月7日(金)(予定)に、政策経営局のホームページで回答を公表します。

エ 申請書類の受付

(ア) 申請書類

「5(4)申請手続について」を参照

(イ) 受付期間

令和6年6月10日(月)午前9時から7月16日(火)午後5時まで

(ウ) 受付方法

政策経営局男女共同参画推進課まで、直接持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)で御提出ください(受付期間内必着)。あわせて、メールにてデータもご提出ください。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 政策経営局男女共同参画推進課 宛
(データ送付先: ss-danjo@city.yokohama.lg.jp)

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、申請者に後日お知らせします。

イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏名	所属等
青木 玲子	公益財団法人東海ジェンダー研究所 理事 元越谷市男女共同参画支援センター 所長
大高 聡	元男女共同参画センター横浜 市民運営協議会 会長 前公益財団法人横浜 YMCA 副総主事
小ヶ谷 千穂 (委員長)	フェリス女学院大学 文学部 教授
川崎 定昭	公認会計士
森 祐美子	特定非営利活動法人こまちぷらす 理事長 横浜市教育委員

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

添付資料(5)「横浜市男女共同参画センター指定管理者評価基準」のとおり

※財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点を満たすことが必要です。

最低基準に満たない場合は、事業計画書等を再提出させ、再度評価を行います。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、政策経営局のホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の申請書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和6年12月予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請手続について

次の申請書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本9部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式3）

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）

オ 団体の概要（様式4）

カ 役員等氏名一覧表（様式5）

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項全部証明書

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書

シ 納税証明書 その3の3（申請要項の公開開始日以降に発行されたもの。）

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）

申請時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ソ 健康保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請条件等について

ア 欠格事項

次に該当する場合は、申請することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員が、申請しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

(キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施に

ついて労働基準監督署に報告済みでないこと

イ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって、本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

エ 重複申請の禁止

同一案件に対して、複数案の申請はできません。

オ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 団体職員以外による、次の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(イ) 選定評価委員会の面接審査への出席

キ 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

(ア) ウからカまでの禁止事項に該当するなど、本申請要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ク 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

ケ 申請書類の開示

申請書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

コ 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式9）」を提出してください。

サ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

シ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、男女共同参画センターに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定

管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本申請要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。